

■物性

検査項目	単位	方向		試験方法
引張強さ	N/3cm	タテ	237	JIS L 1096 8.14.1 A法
		ヨコ	248	
伸度 (最大荷重時)	%	タテ	2	
		ヨコ	2	
引裂強さ	N	タテ	25	JIS L 1096 8.17.3 C法 トラペゾイド法
		ヨコ	52	
表面抵抗値	Ω	—	2.8×10 ⁹	JIS K 6911 準拠
透過率	%	—	84	JIS K 7361
紫外線カット率	%	—	97.7	JIS A 5759 準拠

※上記データは実測値の平均値であり、保証値ではありません。

■規格

0.25mm×107cm×20m(乱)



■お取り扱い上の注意

<施工前>

- 本製品は、屋内向けに常温での使用を想定した製品です。
- 本製品と接触すると劣化・変質を受ける素材があります。事前にご評価ください。
- 印刷や設置、加工を行う場合は事前に適性を確認してください。
- 長時間水に接していると本製品が、白っぽく変色する事があります。
- 本製品は、製法上小さな傷・シワなどが発生する可能性があります。

<取り扱い・施工作业時>

- 本製品は、ガラス繊維を基材にしております。
ご使用・裁断加工等を行う場合は端部等で手、指を切る可能性やガラス繊維の粉じんが皮膚に付着してかゆみや痛みを引き起こしたり、又は吸収する可能性があります。長袖の衣服、保護手袋、保護眼鏡及び防じんマスクを着用して、作業をしてください。
- 熱溶着機等で過度に加熱すると塩化ビニールが分解して塩化水素ガスや二酸化炭素ガスを発生する可能性がありますので、作業環境の換気を充分に行ってください。
- 本製品は鋭角に曲げた場合、曲げ跡が復元しません。加工時や取付時には取り扱いに充分注意してください。
- ロットによる透過率差がありますので、同一箇所には同一ロット製品のご使用をおすすめします。ロットの確認は、梱包に貼付してあるラベルに記載されたロットNo.をご確認ください。
- その他、詳細は当社発行のSDS、「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針」(労働省労働基準局長 基発第1号平成5年1月1日)や「粉じん障害防止規則」等をご確認ください。

<保管>

- 本製品が、変形・変質しないように荷重が掛からない宙ぶり保管等にて、高温・多湿を避け、冷暗所で保管ください。

<廃棄>

- 廃棄処分の際は廃棄物処理法・都道府県条例等に従って処理してください。

※その他、ご不明な点等詳細につきましては、別途お問い合わせください。

アキレスフネンクリアII

不燃透明帯電防止フィルム

間仕切りから特殊建築物の防煙垂れ壁まで、
さまざまなシーンで活躍する不燃フィルム



- 調理場に
- ボイラー室に
- 工場に
- パーティションに
- 防煙垂れ壁に
- ガラス扉の代わりに
- データセンターに



アキレス株式会社

化成事業部 フィルム販売部

本社：〒169-8885 東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー
TEL 03-5338-9266 FAX 03-5338-9401
関西支社：〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー
TEL 06-4707-2281 FAX 06-4707-2303
北海道営業所：〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西1-2-6 NCO札幌
TEL 011-806-2012 FAX 011-806-2015
九州営業所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-12-6 花村ビル
TEL 092-477-8471 FAX 092-477-8472

生産拠点：□足利第一工場 □滋賀第一工場

■このカタログの内容は2021年10月現在のものです。■掲載されている仕様は予告なく変更することがあります。

<https://www.achilles.jp>



2110.1(1).CD/KW

建物内の安全性を強化する不燃フィルムで もしものときにも、安心を。

火災や地震災害などは、いつ・どこで発生するか分かりません。

「アキレスフネンクリアII」は、建物内のさまざまな場所で利用できる不燃性フィルムです。

アキレス独自の製膜技術がもたらす高い不燃性をはじめ、高透明・帯電防止などの性能も備え、

「もしものとき」のための安全面強化を実現します。

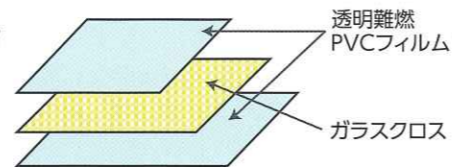
■ アキレスフネンクリアIIの特長



高い
不燃性

透明難燃フィルムでガラスクロスを含み込むことにより、高い不燃性を実現します。

国土交通大臣認定の不燃材料認定番号を取得しています。



「不燃材料」とは

不燃材料とは、建築物の材料のうち、建築基準法施行令第108条の二で定める技術的基準に適合する不燃性を持つ材料を指します。

政令で定める不燃性能は、国土交通大臣に指定された指定性能評価機関により3ランクに分けられており(右図参照)、「不燃材料」はその最上位に当たります。

アキレスフネンクリアIIは、国土交通大臣認定の不燃材料です。(認定番号NM-5204)

防火材料	炎貫通制止時間	要求性能等
不燃材料 (法2条9号)	20分間	①燃焼しない事。 ②防火上有害な変形、溶融、亀裂、その他の損傷を生じない事。
準不燃材料 (令1条5号)	10分間	③避難上有害な煙、又はガスを生じない事。
難燃材料 (令1条6号)	5分間	



※アキレスフネンクリアIIは、消防法による防災認定は受けておりません。



透明で
柔らかい
素材

アキレスの製膜技術を活かし、高い透明度を実現。

また、柔らかい素材のため強い衝撃が加わっても割れることがなく、緊急時には刃物で簡単に切ることもできるため避難の妨げにもなりません。



帯電防止
性能

表面抵抗値10の8~10乗Ωの帯電防止性能を付与しています。

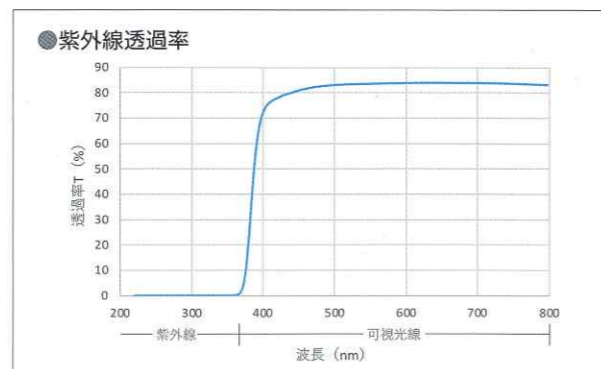
クリーンルームやデータセンターなどで効果を発揮します。



紫外線
カット

97%以上の紫外線カット率を保持。

大切な資材・商品の劣化抑制に貢献します。

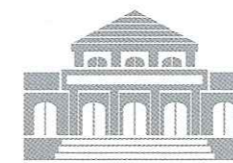


■ アキレスフネンクリアIIの用途

特殊建築物や大型建築物では、建築基準法施行令で排煙設備の設置が義務づけられています。

アキレスフネンクリアIIは建物内の間仕切りや窓といった用途のほか、防煙垂れ壁としてもご利用いただけます。

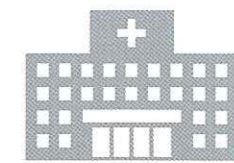
●内装制限を受ける特殊建築物・大型建築物の例



劇場



百貨店



病院



調理室などの
火を使う部屋

防煙垂れ壁とは?

建築基準法で定められた排煙設備の1つです。一定の基準を満たす建築物はその床面積500㎡ごとに防煙壁で区画する必要があります。設置することで火災発生時に煙が建物に拡散することを防ぎ、迅速な避難や消火活動につながります。

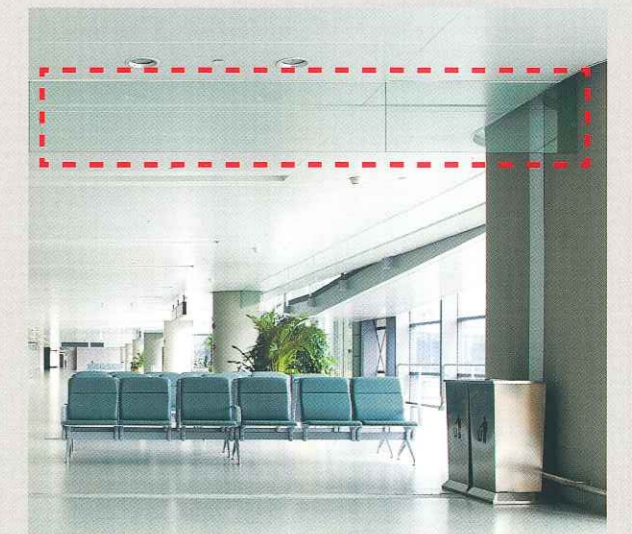
(引用元:建築基準法施行令第126条の二 参考)

【関連法規】

建物階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物や、延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が200㎡を超えるものなどは排煙設備の設置が義務づけられています。

建築物をその床面積500㎡以内ごとに天井から50cm以上下方に突出した垂れ壁(防災壁)で区画し、排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること(または覆うこと)が規定されています。

(引用元:建築基準法施行令第126条の二、第126条の三 参考)



■ アキレスフネンクリアIIの安全性

火災・地震発生時には、落下したガラスが飛散してけがをする二次災害が多く報告されています。アキレスフネンクリアIIは柔らかい素材のため、こうした二次災害のリスクを低減。ガラスの代替品としてご利用いただくことで、安全性向上につながります。

